

11月16日（日）に会津大学で行われました住居確保損害の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。

（問1）

住居確保損害の賠償を請求すると、精神的損害の賠償など他の賠償は打ち切られるのか。

（答1）

住居確保損害の賠償を請求したとしても、精神的損害の賠償の支払いには影響しない。同様に、避難費用についても住居確保損害の賠償を請求することにより、直ちに打ち切ることとはしない。

（問2）

- ① 一時帰宅の度に、元の住居がかなり傷んでいる。移住先で住居を取得した場合に、元の住居をどのように管理したらよいか心配である。
- ② 移住をしてもう戻らないとなった場合、賠償金を受け取った時点で所有権を国に移し、国が元の住居を管理することはできないか。火災などがあった場合、元々の所有者の管理責任が問われないか心配である。

（答2）

- ① 賠償区分として「移住」を選択し、一時的に移住した後に帰還する場合でも、賠償上限枠の範囲内であれば、元の住居の修繕や、解体・建て替えの費用についても賠償の対象となる。
- ② 賠償金を受け取ったことで、元の住居の所有権が他に移ることはなく、そのまま所有いただくことになる。管理が心配ということについて申し上げますと、例えば、環境省では、半壊以上の認定を受けた住宅で希望される場合に解体を進めている。また、ご心配されている火災等について、防災の問題もあるので、国で対策を検討中である。

（問3）

住宅と土地は親が所有していたが、住んでいたのは子どもであった。住居確保損害の賠償は、実際に住んでいた子どもと所有者である親のどちらが請求すればよいのか。

（答3）

住居確保損害の賠償は、基本的に所有者から請求していただくが、子どもが住んでいた場合には、子どもの同意を得た上で、所有者である親から請求していただくことは可能。

なお、この場合、請求に際し、証憑として添付する領収書等の名義については、所有者である親でも、住んでいた子どもでも構わない。

(問4)

- ① 農業を営んでいるが、新しく住居を購入した後でも、農業をやるためには、田や畑、山林なども必要になる。住居確保損害の賠償は、住居以外のそのような資産の購入に充てることはできるのか。また、充てることができない場合、今後、田畑の追加賠償は行わないのか。
- ② 請求書には同一地番内の住居と牛舎をまとめて算定した賠償上限金額を記載しているが、新たに住居を購入する際には、元の住居に係る上乗せ分のみを使うことになるのか。

(答4)

- ① 住居確保損害の賠償は、住居の確保を目的としたものであり、田畑の購入に充てることはできない。
また、田畑に関しては、既に財物として賠償がなされており、追加の賠償は想定していない。
- ② できる限り賠償上限金額を大きく設定できるように、住居と同じ所在に所有している建物や構築物なども居住用とみなして、賠償上限金額の算定対象にしている。
新たに住居や宅地を購入するにあたっては、住居の上乗せ分は住居の購入にしか使えないということではなく、賠償上限金額の範囲内であれば、宅地や建物の費用の内訳は問わない。

(問5)

親と子が元々一緒に住んでいたが、賠償上限金額の範囲内であれば、世帯分離して別々のところに住むことも可能か。

その場合、住居を2軒建てることになるが、賠償金の請求をする際には、2軒分について、元の住宅の所有者がまとめて請求してよいか。

(答5)

賠償上限金額の範囲内であれば、一緒に暮らしていた世帯が分かれて移住する場合、いずれの費用も請求可能。その際には、元の住宅の所有者にまとめて請求していただくことになる。

(問6)

同一地番にある建物は、全て賠償上限金額の算定対象になるとのことだが、別の地番に所有している居住していない土地や建物は、賠償上限金額の算定対象にはならないのか。

(答6)

あくまで住居確保にかかる費用としての賠償であるので、居住していた土地とは別の地番に所有している土地や建物は、住居確保損害の賠償上限金額の算定対象とはならない。